

厚木愛甲環境施設組合
議会運営委員会会議録

平成18年3月28日

厚木愛甲環境施設組合議会運営委員会会議録

平成18年3月28日（火）午前11時10分開催

出席委員 7人

太	田	洋
築	田	晃
小	島	郎
石	井	隆
熊	澤	治
水	越	一
落	合	二

欠席委員 なし

説明のための出席者	副	管	理	者	木	村	正	彦
	事	務	局	長	加	藤	秀	夫
	事	務	局	次	小	野	正	巳

事務局出席者	書		記	内	田	幸	喜
	書		記	大	木	郁	央

議 事 日 程

- 1 委員長の選挙
 - 2 副委員長の選挙
 - 3 17陳情第1号 「ごみ中間処理施設」建設に反対する陳情
-

本日の付議事件

- 1
 - 2 議事日程に同じ
 - 3
-

○書記

ただいまから議会運営委員会を開かせていただきます。

初めに臨時委員長さんの選出であります。委員会条例第6条第2項の規定によりまして、年長委員さんが臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、年長委員さんは水越委員さんであります。よろしく願いいたします。

○水越臨時委員長

ただいま年長委員ということでご指名を受けましたので、私が臨時委員長を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7人で定足数に達しております。

当委員会に付託されました案件を審査するため、議会運営委員会を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

日程1 委員長の選挙

○水越臨時委員長

日程1 委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第112条第5項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

委員長に太田委員を指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました太田委員が委員長に当選されました。

新委員長からごあいさつがあります。

○太田委員長

ただいま当委員会の委員さんのもとで委員長という重責に推挙いただきまして、まことにありがとうございます。急遽2年目でこのような委員会がつくられたわけですが、ご承知のように大変難しい問題が山積している中でございますが、どうか委員の皆様、そしてなおかつ理事者の方の絶大なご支援とご協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、委員長のあいさつとさせていただきます。皆さん、よろしくお願い致します。

日程2 副委員長の選挙

○太田委員長

日程2 これより副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第112条第5項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。副委員長に水越委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました水越委員が副委員長に当選されました。

新副委員長からごあいさつがあります。

○水越副委員長

副委員長にご指名をいただきました水越でございます。よろしく願いをいたします。もとより浅学非才でございますけれども、委員諸公のご協力によりまして太田委員長の補佐を務めさせていただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

○太田委員長

これより委員会条例第15条第1項の規定により傍聴を許可いたします。

日程3 17陳情第1号 「ごみ中間処理施設」建設に反対する陳情

陳情の項目

組合において棚沢地区を「ごみ中間処理施設建設候補地」として決定しないよう議長から管理者に申し入れてください。

○太田委員長

日程3 17陳情第1号 「ごみ中間処理施設」建設に反対する陳情を議題といたします。書記に本件を朗読させます。

(書記朗読)

理事者から本件に対する意見、説明がありましたらお願いいたします。

○事務局次長

17陳情第1号につきましてご説明申し上げます。

中間処理施設建設候補地につきましては、平成15年11月に、厚木市、愛川町、清川村の3市町村によって締結いたしました一般廃棄物(ごみ)の共同処理に関する合意書の中で中間処理

施設を厚木市に設置することといたしておりますことから、厚木市におきましては、庁内に設置した厚木市中間処理施設候補地等検討委員会の経過等を踏まえ、厚木市棚沢地区の神奈川工科大学運動場を候補地として選定され、昨年6月28日付で厚木市から本組合に報告があったものでございます。

本陳情にございます環境面に対する地域住民の皆様のご心配等につきましては、既存の施設として現在稼働をいたしております厚木市環境センター、愛川町美化プラントにおきましても、ダイオキシン類の排出基準などを遵守され、安定した運転に努めておられ、周辺住民への健康被害、農作物への影響などは発生していないと聞き及んでおります。

本組合が設置いたします中間処理施設につきましては、神奈川県環境影響評価条例の対象事業となっておりますことから、施設整備前に周辺環境等への影響について科学的な調査を実施し、調査項目に対する予測評価を行い、その結果を住民の皆様にご公表し、ご意見をいただきながら進めてまいります。

また、新たに整備する中間処理施設につきましては、既存の中間処理施設よりもダイオキシン類の排出基準などの環境基準はさらに厳しい規制を受けることや、技術も最新の技術の採用を検討するなど、さらに安全性、環境性の確保が図れるものと考えております。

今後におきましても、構成市町村と一体となって、安全性と環境性を確保した適正な施設整備に取り組むとともに、地域住民の皆様のご理解が得られますよう最善の努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○太田委員長

意見、質疑等お出し願います。

○熊澤委員

それでは、先ほど本会議の中で出ておりましたけれども、各市町村に陳情が出されているという報告の中に、現状の中では継続審査で取り扱われているということでございますけれども、各市町村に出されている陳情内容について、どのような陳情内容かわかれば、この場で報告を願いたいと思います。

○事務局次長

まず、厚木市議会には現在4件の陳情が出されていると聞いております。2件は地元の自治会等も含めました先ほどの棚沢地区「ごみ中間処理施設建設」白紙撤回を求める会から白紙撤回の陳情ということで、同じような陳情が2件出ていると聞いております。もう1件は、鳶尾山の環境保全の関係で陳情が1件出ていると聞いております。それと候補地の選定に関する陳情といたしますか、それが1件。厚木市議会には合計4件の陳情が出ていると聞いております。

愛川町さんの方につきましては、内容は正確には私どもで把握はしてございませんが、やはり棚沢地区「ごみ中間処理施設建設」白紙撤回を求める会から愛川町さんの方に1件陳情が出ているということは聞き及んでおります。

以上でございます。

○熊澤委員

そこで、愛川町の陳情に対しては、審査をして継続にしていることについての内容は私は理解しているところですが、先日、3月の定例議会におきまして継続審査になったという厚木市の陳情に対して、どのような背景の中で継続になったのか、もしわかりましたらご答弁

願いたいというふうに思います。

○事務局次長

その辺は、組合ではなくて厚木市議会の方の関係でございますので、私どもでは詳細には把握してございません。

○落合委員

私は清川村の方でございますが、清川村でも最終処分場の問題点がございます。我々も地元の方につきましては説明会も何回もやりまして、今のところそう大きな問題はなくクリアをしてございます。それにはやはり一番大事なのは、村民の方、住民の方のご理解をしていただかなければ、私はこの問題は解決しないというように思われます。

清川村の中でも、やはりこうしてほしいとか、いろんな要望もございます。それすべてがのめるということではございません。行政もある程度の中で、また村民も我慢していただかなければできませんから、厚木市の中間処理についても地元の方にご理解をしていただいて、できるだけ早い解決を望みます。清川村も努力をしておりますけれども、お願いをしたいというふうに思います。

○築田委員

この陳情文書の中身として、反対する理由が9項目出されておりますね。陳情の項目ではありませんが、組合としてのこの9項目に対する考え方をお話しいただければと思います。

○事務局次長

陳情の趣旨の項目が1から9までございますけれども、1、2、3につきましては用地の選定に係る部分であるというふうに考えておりますので、この辺は組合としては、ご意見を申し上げる立場にないというふうに考えております。

まず4からでございますが、焼却をとめることでしか発生はとめられないというようなご意見でございます。ご承知のように、日本という国は大変国土が狭いですから、その中に1億2000万人以上の方が生活しております。あるいは非常に平坦地が少ないなど地形的な条件があるかと思えます。それから気象的な条件としては、年間降雨量が非常に高いとか、そういう部分がございます。あるいは廃棄物が非常に多様化しております、すべてのものが再利用できる廃棄物ではないということもございます。あるいは衛生面の問題、それから最終処分場の状況もございます。そういうことを総合的に勘案すれば、やはり焼却方式というのは必要であるというふうに考えております。

特にご心配の重金属だとかそういう部分でございますか、公害関係でございますが、今後、施設整備に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般的には廃掃法と言われている法律がございますが、その中で施設の構造基準であるとか維持管理基準、あるいは大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等々もございますので、こういうものについて規制基準を守るということは当然でございます。

それからさらに、新たな技術も開発をされてきておりますので、重金属の排出を最大限削減できるような最新技術の導入も検討して、今後、地域の住民の皆様のご心配についてご理解が得られるように努めてまいりたいと思っております。

それから、5の未来永劫に影響を受けるというお話でございますけれども、これについては、現在、厚木市の環境センター、あるいは美化プラントが既に15年以上稼働しております。その間、人的な被害であるとか、あるいは農産物への被害であるとか、実際にそういう事例が発生

しておりません。したがって、今後さらに新しい技術を使うことによって、さらに安全な施設整備が図れるものと、そのように考えております。

6の渋滞問題でございますけれども、この渋滞問題につきましては、今後、施設整備を行う場合、当然環境影響評価の中で交通渋滞に関する調査も行います。そういう中で、さらに構成市町村から持ってくるごみの量、あるいは搬入車両の台数、こういうものも想定して、交通渋滞の回避ができるような方法で計画をつくっていくということがございます。

7の部分はこれも選定の部分でございますので、お答えを控えさせていただきたいと思いません。

8のオオタカでございますけれども、これも環境影響評価を行いますので、この中で当然動植物に関する調査がございますので、この中でオオタカを初め希少な動植物の生息等について十分調査を行ってまいります。例えば調査の結果によって貴重な動物あるいは植物が発見された場合には、当然上級官庁でございます神奈川県、あるいは関係機関とも十分連携を図って、これらの対応を図っていく、このようになると思いません。

以上でございます。

○築田委員

ごみ中間処理施設、また最終処分場は、どうしてもつくらざるを得ない状況は変わりはないと思うんです。ただ、今の状況の中で、判断する材料が我々はまだ乏しい。流動的な部分だなという考えがありますので、この陳情においても、まだ今後、委員会、本会議等で協議すべきものかなと、そういうふうに思っております。

○石井委員

この陳情の項目の中に入っていないのですが、理由としての5の部分について、私はここに書いてある記述に関しては非常に憤りを感じるというか、非常に残念だなというのがあります。というのは書いてある内容が「焼却灰の影響を受ける少なくとも4km以内は、多くは田園地帯です。稲、野菜、果物、鶏卵、牛乳、等全てが汚染され、」と。病気にかかる率も多い、出荷している人は出荷しにくくなる、こういうことを書かれております。

この4キロ以内という根拠についても私はよくわからないということと、汚染をされているという事実、これがもし根拠があってこういうふうに書かれているのであれば、私はすぐそばに住んでおります。それから実際に稲作や、果物、野菜、こういうものも栽培をしております。まして今厚木市は小学校に単独調理場をつくって給食をやって、そこへ地元の生産物を納入していくという形をとっております。そういった中でこういうことが堂々と出てくる形になりますと、こういう近くのところは一切そういうことはできないという形になりますし、いろんな面で非常に影響を受けるというふうに私は思います。

私としては、この5の文言については非常に悲しいかなという感じがいたしてしょうがないんです。それを一言、まず言っておきたいということです。だからこの5に関しては、私は、陳情の中に書いてあって、これがどんどんこのまま進んでいくと、これがまことという形でとられるということを非常に心配をするところが1つあります。

もう1つ、9の「ごみの減量作戦が第一である」と。ぜひこれが必要だろうというふうに私は思っております。先ほど本会議の中でも事務局から答弁がありましたように、ぜひともやっていかなければならない、3自治体の責務事項だと思いますし、これは進めるべきだというふうに私は思います。

だから今回、5については私は反対をしたい。ただ、この問題については、先ほど築田委員から言われたように、いろんな面で我々が知る機会がまだ少ない部分もありますし、いろんなことで聞いていきたい、知ってきたいという部分があります。そのためにも、この5は私は納得できないけれども、まだ継続をしていく必要があるかなというふうに思います。

○小島委員

今石井委員も指摘したこの4キロという距離、それから8のオオタカの方にも4キロという数字が……。これは今、文献の調査をやっていますね。その辺でこの数字というのは出てくるんですか。

○事務局次長

この4キロという根拠は、何の根拠に基づいて4キロとおっしゃっているのか、よく把握できておりません。文献の調査でも、あくまでも文献ですけれども、候補地の周辺の鳶尾山を含めたところでも希少種の調査をしております。しかし、そういう部分では、あくまでも文献上ですけれども、オオタカの存在というのは確認されていない、こういう状況でございます。4キロという数字は、特別うちの方では調査の中ではやっておりません。

○小島委員

オオタカは確認できない。あと貴重な植物はどうなんですか。

○事務局次長

植物についても、あの地域については文献上は出てまいりません。ただ、さらに上の方の上荻野とか、これは過去に厚木市の教育委員会が調査を行っておりまして、一部貴重な植物と昆虫ですか、そういうものは確認をされているようでございます。

○小島委員

その総合的な調査の結果がまとまるのがいつごろになるのか、それが出ていないと、これは検討するにはまだ資料が足りないというか、そういう面があるので、まだまだ検討する余地があると思うので、継続できればと思います。

○熊澤委員

先ほど説明がありまして、項目的には9項目について出されているわけでありましてけれども、1、2、3、それから7については候補地の選定ということで厚木市ということでございますから、当組合としてはこの件についてはお答えができないというお話だというふうに思いますけれども、そこでお伺いをしたいんですけれども、まず2項目めの中に候補地等検討委員会の中で委員から同じ地区にということで、つまり愛川町のし尿の問題も含めて迷惑をしているということなんで、そういうものを集中することは避けた方がいいという発言があったとここに記載をされているんですけれども、今までの過去の議会の中で、また委員会の中でそういう話があったんですか。

○事務局次長

本項の中間処理施設の候補地等検討委員会、これは厚木市の内部に設置されているものでございまして、組合はそこには一切入っておりませんので、その辺については承知しておりません。

○熊澤委員

了解しました。今の話はわかりましたけれども、そういうことで1、2、3、7のことについては厚木市ということでございますけれども、今後、この候補地についての陳情、請願等が

他の団体から出された場合の扱いはどのように考えられていますか。

○事務局次長

陳情は何人もできるということになっておりますので、出された陳情はやはりこちらで審議をしていくことになるかと思えます。

○熊澤委員

それは私も理解をしていますけれども、ただ、候補地については厚木市さんですよということですから、事務局としても、議長としても、一応受けて、わかりましたけれども机上配付という形で審査はしないと、それは全部審査をするというふうに思われているのか、どちらですか。ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○事務局次長

内容がすべて厚木市の部分であれば、まず陳情者にこの辺は説明をさせていただいて、組合の中ではこういう審議ができないということになりますので、ご理解いただければ厚木市さんの方へ出していただくことになるかと思えますが、どうしても組合に出すということであれば出していただいて、それについてはまたご相談をさせていただくようになるのかなというふうには考えております。

○熊澤委員

了解しました。それが一番いいのかなというふうに、私も個人的には思っているところでありますけれどもね。

そうした中で、先ほど来各委員のお話もございましたけれども、候補地の問題についてはそのような扱いを今後もしていきたいという組合の意思疎通のことです。それ以外のことについて、事務局次長からも説明がありましたけれども、今後、環境施設組合の施設整備に向けて十分調査をしながら、私は、言われるように、いろんな公害関係も含めて現行の中間処理より少なくなってくるのは当たり前の話じゃないかなというふうに思います。そういう中でも今後を見据えたときに、結論を出していくのはまだ時期尚早かなというふうにも思いますので、継続という扱いの中で、今後検討していただければよろしいのかなというふうに私は思います。

以上です。

○太田委員長

各委員からいろいろと意見、質疑がございましたが、大方継続というような文言が出ております。ほかになければ、本件はなお検討を要しますので、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

○太田委員長

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。
これをもって議会運営委員会を終わります。

(午前11時40分 閉会)

上記会議録につき、その相違ないことを証しここに署名する。

委員長 太 田 洋